

# 海岸の利活用推進に向けた官民連携による地域振興 に関する事例調査

## Case Study of Regional Promotion by Public-Private Partnerships for promoting Coastal Utilization

水循環・まちづくり・防災グループ 研究員 片岡 輝之  
 水循環・まちづくり・防災グループ 主任研究員 和田 彰  
 主席研究員 宮川 幸雄  
 水循環・まちづくり・防災グループ グループ長 清水 晃

### 1. はじめに

気候変動による海面水位の上昇により日本の海岸の6割から8割が消失するという研究も示される中、長い延長を有する砂浜を海岸管理者だけで維持管理していくことには限界があることから、防護面に加え、利用・環境面から次世代へ砂浜を引き継ぐために、海岸管理者や観光関係者、地域住民等が一体となった砂浜保全の実施が求められている。

こうした背景もあり、海岸行政を担う国土交通省水管理・国土保全局海岸室では、海岸の利活用の更なる促進を目的として、全国の先進的な利活用事例やノウハウを集約した「海岸利用の活性化に向けたナレッジ集」を発行し、その充実化に取り組んでいる。

本稿では、海岸の利活用促進に資することを目的に、官民が連携して地域振興を図りながら砂浜保全に取り組む先進的な事例調査の概要を報告する。

の交付金等も活用し、平成28年には民間事業者も含む推進協議会を設置し、図-1に示す多様な機関が参画し、多目的テラスやキャンピングトレーラーなどの新たな施設整備（図-2参照）やキャンプ場の運営等を進めてきた。

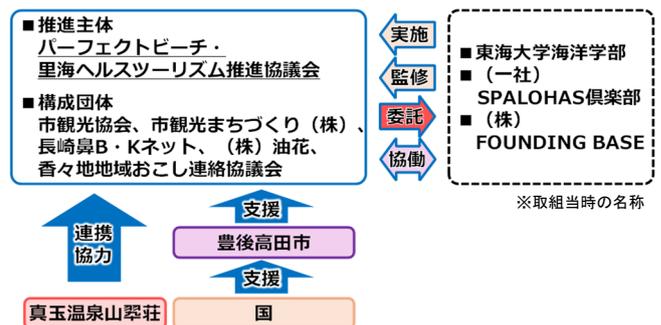


図-1 香々地・長崎鼻海岸における多様な機関の参画

### 2. 事例調査

#### 2-1 調査概要

全国の海岸の参考となることを念頭に、官民連携により地域振興に繋がっている事例として、大分県・香々地（かかぢ）・長崎鼻海岸及び鳥取県・皆生（かいげ）海岸を選定し、ヒアリング調査を通じて、各海岸の取組みや官民連携の仕組み等について整理した。

#### 2-2 香々地・長崎鼻海岸

##### (1) 香々地・長崎鼻海岸における取組みの概要

海岸管理者である大分県が整備した海岸利用施設（便所、シャワー室、管理棟等）を、にぎわいの創出を目的に約30年前より豊後高田市（旧香々地町）が大分県との協定に基づき管理を担ってきた。

更なる海岸の利活用促進に向けて、豊後高田市は、ヘルスツーリズムを確立して年間を通じた誘客促進による活性化を図る地域再生計画をとりまとめ、国



図-2 香々地・長崎鼻海岸における取組み箇所

##### (2) 取組みによる効果

香々地・長崎鼻海岸を核とした海岸利用の取組みにより、これまで利用がなかった秋冬シーズンの入込客数が増加し、年間を通じた利用が促進されている。

さらに、キャンプ場の運営を担っている民間企業

が、海辺事業の売り上げも財源として、養浜や清掃など日常的な海岸の維持管理を行っており、この取組みは、官民連携の維持管理体制の先進的な事例と言える。

## 2-3 皆生海岸

### (1) 皆生海岸における取組みの概要

白砂青松の景勝地「皆生海岸」は、山陰を代表する温泉地「皆生温泉」を有しながら、各旅館による振興策は展開されてきたものの、海岸を含む地域全体の活性化には繋がっていなかった。そこで、地域全体の活性化を目的として、旅館関係者、金融機関、デザイナー、行政で構成する皆生温泉エリア経営実行委員会を設立し、エリアマネジメントの手法を用いて地域活性化を図ることとし、その一環で海岸の通年利用に取り組んでいる。

夏の海水浴シーズンだけでなく、海浜施設「皆生温泉海遊ビーチ」を拠点とし、カイケジャンボリー、WINTER SWIMMING in KAIKE 等の来訪者を引き込む活動やその情報発信として年間を通じて様々な取組みが企画・実行されている。



写真-1 カイケジャンボリー（空の水族館）（5月）

また、自治体や海岸管理者による海岸遊歩道の街灯整備や景観に配慮した護岸整備、空き家等の未利用地対策等もあり、居心地の良い滞留空間と魅力的な水辺景観が形成され、来街機会の創出にも繋がっている。



写真-2 皆生海岸の海岸の様子（3月）

### (2) 取組みによる効果

近年は、猛暑により全国的に海水浴客は減少傾向

にあるが、皆生海岸では、2024年は75,000人という過去最高の来訪者を記録した。また、当該エリア全体では低未利用地の流動化が進み2022年から2024年で17店舗が開業し、当該地への投資も増え、旅館以外で時間を過ごす場所が少しずつ増えている。



図-3 皆生温泉海遊ビーチ利用者数の変遷

## 3. 今後の展望

本稿で調査した2海岸の事例を踏まえると、地域再生計画等の上位計画を有し、自治体の支援を得ながら、民間企業や協議体が参画することで、施設運営やエリアマネジメント、維持管理に繋がり、海岸やその背後の活性化に寄与していると考えられる。

国土交通省では、砂浜を海岸保全施設に指定済または指定を予定している海岸のうち、「環境・利用面を含めた砂浜の関係者が参画する協議会を設置・活動し、関係者の役割分担を設定して活動している海岸であること」等の一定の条件を満たす海岸を対象に、重点的に交付金が配分される新たな施策が始まった。

今後は、環境・利用面の観点から防護に資するような仕組みがより求められることから、本稿で紹介したような利活用事例を引き続き収集し、その背後にある様々な工夫を全国に周知することを通じて利活用と一体となった砂浜保全に繋げることが重要である。

また、収集・整理した事例や仕組みについては、「海岸利用の活性化に向けたナレッジ集」として全国に普及するとともに、海岸を有する他省庁（港湾局、農林水産省）と連携した情報発信や情報共有の仕組みの確立が期待される。

## 4. おわりに

本研究の実施にあたっては、国土交通省水管理・国土保全局海岸室の方々に多大なるご指導を頂きました。また、豊後高田市商工観光課、米子市観光課の皆様においてもヒアリング調査で多大なご協力を頂きました。ここに厚く御礼申し上げます。